

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第九号

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二項中「」又は「を」若しくは介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は「に改め、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第八条の二 条例第十五条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十五条第三項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。